

Title	日本思想史研究(村岡典嗣著, 岡書院発行)
Sub Title	
Author	浅子, 勝二郎(Asako, Shojiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.4 (1930. 12) ,p.153(685)- 156(688)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19301200-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

日本思想史研究

(村岡典嗣著
岡書院發行)

過去に於ける其等のの人々の業績は、國史の思想史的研究、否日本の思想史的研究の存在の理由を證明する。其等の人々には、津田左右吉氏、和辻哲郎氏、竹岡勝也氏並びに本書の著者村岡典嗣氏に外ならない。

本書は、著者が過去十數年に亘つて、諸雜誌に發表せられた論文類、即ち大正四年八月、哲學雜誌に於ける「復古神道に於ける幽冥觀の變遷」より昭和五年九月「思想」に於ける「農村の生んだ一國學者鈴木雅之」迄を含んでゐる。

著者の高遠なる思想を論評するには、筆者の内容は餘りに貧弱である。今は唯、卷頭論文「古神道に於ける道德意識とその發達」(論文の配列は發表年次には依つてゐない、その内面的事情に至つては元より筆者の知るところでない)の單なる紹介に止め、依つて以つて本書の全豹を窺ふのよすがとしよう。

著者は劈頭、古事記を始めとして、日本紀(の大半)祝詞、風土記、古語拾遺等の古文獻を、單に結集當時のみならず、之に先立つ時代の思想史の資料と爲すのは、それらを本質として若くは原質として、傳誦的書物として理解することによつて爲すべく又爲

し得るを爲し、傳誦的書物とは、口づからの言傳へに伴つて漸次に形成して行つた書物の謂である)又、古代人の意識の發達の層は、これらの書物が藏せる、斯の如き成形の史的考察を基礎として、之を明らかにし得べきであるとし、その成形の經過を三段の時期——漢字使用以前の太古、傳誦的書物の時代、及び撰史時代に劃する。此場合著者は、傳誦的書物の成形時代を古事記記事の内容よりして、上代文明史上一新时期を劃する推古時代の前期に推定し、更に、帝紀及び舊辭、併も思ふにその比較的原始的の面目を備へた一系統を編輯したものが古事記であるをせば、支那の歴史を模範とした撰史の方針によつて、それらのもの、諸種の系統を結集したのが日本紀であり、後者に於いて舊辭を選択するに於いて、出來得るかぎり原始的のものを捨て、比較的合理的のものを探り、若くは少くとも主文を立て(神代紀が之を證する如く)更にまた、修辭的修飾を試みたことは、寧ろ當然であると考えられてゐる。

著者は進んで叙論から本論に入る。先づ、徳川時代に於ける太古の道德に關する、相反する二つの見解——儒教渡來以前を以て、所謂洪荒の世、近親相婚長幼無序の狀態と爲す儒者側の説と、自然無爲にして化した理想時代とをなす國學者の説と——は、ともに太古人の道德的無意識を説き、一つはその結果として不道德説をなし、一つは同じく超道德説をなすとし、之を叙述の發展に於いて保留する。次に記紀神代卷の含む神代物語を構成する、個々の神話的宗教的要素を、他の古文獻の含む同種のものと共に、必須的反證の存しない限り、大體原始的思

想の産物である事を認めるさいふもの、側に立つて、まづ、考察の出発點を、古代人の宗教的意識、即ち古神道の思想におかれたのは妥當である。

著者は太古人の意識に於ける神の道德性の問題を解釋するに先だつて、太古人の神觀を語り、要するに太古人の意識に於ける神性は、善惡貴賤強弱大小をさはず、異常さいふ點に於いて、威力もあるものさ考へられたこと、次に神人の關係についての彼等の意識を見るに、第一に、人より神々に對する祈禱に於いては、他人を害しようとの動機から、神力を借りようとするのろひ、さこひ、かじり等の最も原始的なものさ、福を求めて禍を避けようとして神に嘆願する禱さが混合したこと、而して、未だ信頼の境地に至らなかつた彼等の宗教的感情の自然の結果として、單に祈願を以て満足せず、神意を試みる爲に諸々の占法が用ゐられたことを述べ、第二に神々から人への交渉としては、神氣、神崇、神明憑、託宣等が信ぜられたことを述べ、彼等の意識にも善神惡神の區別は存在したのであるが、善神は惡神ならぬもので、特に稱呼なく、一般の神は善神で、即ち是生成力の發現若くはそれを助長する神、換言すれば神の本來性を代表するものであり、是に對する惡神とは、所謂禍津日神、荒振神、邪神の類ひで、生成の活らきを阻害する神であること、而も、善惡の神性は、等しく崇拜の對象であつて、かつ善惡は必ずしも神に於ける絶對性でなく、善神も怒れば惡神となり、惡神も和めば善神なるのであり、のろひ、さこひ等は神の惡性に對する祈りであり、一般の祈禱は、神の善性に對するそれであること、更に、かくの如き神性に於ける善惡の觀念

は、人間に對しても、事物に對しても、同様に現れ、よしは佳、良、幸、貴などの義で、凡て生成的勢力の發揚に當り、あしはその反對であつたこと、よし、あしの語に比して、むしろ一層適切に彼等の善惡觀を示すものは、きたなし、あかしの語であり、大祓詞が代表的に語る罪惡觀、即ち罪は汚きけがれで禊祓によつて洗ひ去られるこの思想は、かくの如き道德意識を最もよく示してゐるものであり、更に人をして不快を感じしめる白人、胡久美、高津鳥、高津神の災などが、畔枚、尿戸、上通下通婚、獸婚等の行為などと同様に數へ擧げられてゐる事實は、彼等の、人爲の罪惡を自然の災害さ何等區別しなかつた心境を物語るものであるさいふことを、それに次いで述べて居られる。

筆者は曩に、徳川時代に於ける太古の道德に關する、相反する二つの見解は、叙述の發展に於て保留されるさいつた、その保留は、今著者の太古人觀の中に解かれる。

斯くの如くにして、彼等の人生觀世界觀は、要するに素朴的善觀である。自然は生成力の發現として、ありのままに善である。現世以上に、善世界はあり得ない。この生成力に對する破壊障害の力は存するが、しかも結局それは克服せらるべきもので、これ禍に對する直ひの活きである。是に於いてか産靈は世界の原理であり、自然即善、自然法即道德法である。同様に又、反自然たる惡は單に消極的存在であると共に、善は何等規範でない。太古不道德説もしくは無道德説の存したのも、この自然主義の故である。又そこに後世到底見得べからざる人間本然の無邪氣さや、美や、力を認めて、超道德説を爲すものもあるのも、同様の理由にもさづく。

かゝる太古人の道德意識を、わが國道德思想史の原始時代とし、その發達を研究しようとする吾人の立場からしては、上記の如き古神道の道德意識そのものうちに於いても、なほ發達の程度を分つべきではあるが、意識状態に於ける各要素を分解して、素朴單純なものから一層進歩せるものへの發達を明らかにするのは、之を民族心理學の研究にゆづらばならぬ。けだし、それらの諸々の要素が混在した意識状態が、古神道の一時代として存在したことを了解せんとするのが、吾人の目的であつて、吾人はこゝに研究の限界をおくことの、少くも今日に於いては妥當なるを信ずる。

著者は研究の限界に對して、判斷を下して明快である。著者は更に進んで、古神道の原始的道德意識のうちから、一層發達せる階段を生ずるに至つた原因たるべきものとして、國家的組織の整頓、それに伴ふ氏族制度の成立等の、社會的環境の秩序化を擧げ、更に上記の外的事情に伴つて、内的にも、例へば書紀垂仁卷に於ける禁殉死の記事に暗示せられる如き道德的感情の純化が、漸次に行はれたことは想像されるさし、しかも、三韓との交渉がもたらした儒教の道德思想が、漸う教養的勢力を成し來たにつれて、かやうに生長してきた秩序的思想和道德的感情を培つて道德意識發達の大なる勢力を成つたのであるさし、儒教の最初の學徒稚郎子の作まされる、叛臣なる庶兄大山守命の死屍を宇治川の邊に見て詠んだ長歌に、注意すべき道德的情操が見えること、同じき仁德帝の有名な聖帝の記事、この兩者の皇位相讓の記事は、儒教の影響を、夙にこゝに認めようとした、上代人の心證を示してゐる。

さ説き、次に所謂傳誦的書物の時代に入ることゝの三韓事件に始まる上古史第二期に於けるかくの如き道德的意識の發達の存在を、四通りの記紀に於ける同種の物語の異傳の比較の中に認められ、記系統の諸傳と紀系統のそれとの對比の例に於て次の如く論斷される。

その程度又は趣こそ異なれ、いづれも前者が後者に於いて、何等かの道德化、少くも道德的顧慮を加へられてゐる事を示すものであつて、これやがて、原始的道德意識に對する發達せる段階の反省を示すものに外ならぬ。換言すれば、昔ながらの自然人の意識と、それを批判しようとしてきた發達せるそれとの對立の反映をこゝに見得るのである。

さ、著者は更に斯の如き道德的反省は、一方から言へば、或は日本紀の成つた奈良朝、若くはその原本の成つた撰史時代後の、撰者その人の意識の産物であるさ考へ得る。而も吾人は少くも同時に、その傳誦的書物時代以後に於ける道德的意識それ自らの漸次の發達の經過の内在さ、又結果さを示すに外ならぬを信ずる。

さいつた様な見地から、この論旨を支持すべきものとして、傳誦的書物時代の中頃に於ける、かゝる道德的意識の發達を示す例を、記紀の顯宗卷に於ける一記事「天皇が父市邊王の仇たる雄略天皇を恨む情にたへず、陵墓を毀たうとしたさいふ」に求め、この記事は、比較的後世に屬し、かつ記紀兩者の傳がその内容の示す如き關係に於いて存することから考へて、相應歴史的事實に基いた當時の思想の發現と見なすべきものであることは信ずるに足りるが、その内容に至つては、明らかに發達せる道德意識の産物である

と解かれてゐる。

最後に著者は、上記の場合に比して、斯の如き反省の、神觀そのものに於いての發生、換言すれば、神の道德化若くは合理化の傾向がおのづから發達したものであると考へられるといふことを諸神が自然神たる性質のうちに、國家的もしくは民族的祖神たる性質を強めて來たことに求め、神性の内容に對する反省の痕跡を記紀に認められる。應神記に於ける秋山之下水壯夫、春山之霞壯夫兄弟の伊豆志袁登賣を争うた傳説にうれづく物の價の約を果さなかつた兄を非難した母なる人の言として、「我御世の事よくこそ神習はめ、うつしき青人草習へやその物價はぬ」とあるのは、偽り多き人に對して神の眞實性を認め、この意味で神を模範とすべきことを言つたものであり、日本紀仁德卷には、河内連彩子が匏を河中に投じ、その沈まない故を以て、贄を求める河神の眞神にあらず偽神なることを斷じた「所謂因彩子之幹身非亡耳」の物語等は、何れも神の合理性を要求し、また期した思想であると斷定せられ、吾人の考察はおのづから第三期に及んだ。しかも大化改新運動（その豫備時代たる推古期をもこめて）から奈良朝に至る撰史時代を主題として、全汎的觀察を試み、古代人の道德意識の成績を考へ、隨つて上記の如き反省の史的意義を明らかにすることは、上古道德史の前論たる本論文の任務でない。

と結んで居られる。

筆者は今や忠實に、その紹介を終へたを信ずる。

一介の貧書生、淺薄なる一讀書子をして、その頭腦の細緻、眼識の透徹、判斷の明快、論理の妥當等々を直覺せしめたこと、そのこ

こそ眞に著者村岡典嗣氏の思想家としての偉大さを裏書きするものでなければならぬ。

筆者は、遙に奥は仙臺、森の都に在す著者の御健在を祈るに、著者がはしがきに述べられた、所收の補正、改訂、重複の整理を敢てせられなかつた所以のもの、即ちその公表に於て、それらが讓渡されるであらうところの日本思想史の概論的著述、に迄の時間的經過にあきあきさせられることを悲しむものである。（菊判、本文五〇一頁、附録、索引、發表年次及掲載誌名、圖版三葉附、定價五圓）（淺子勝二郎）

聖德太子憲法と法王帝說の研究

（會田範治著）
（山喜房發行）

日本上代の文献文化史上の唯一の貢獻者たる大恩人は申すまでもなく聖德太子である。兎に角今日吾が國に傳はれる最古の文献は悉く太子御自身で作であるか、又は太子を中心として成れるものであることは不思議なる因縁である。例へば釋日本紀に引用されたる伊豫風土記にある伊豫道後温湯碑文の如きは、吾が國の最古の金石文として知られるもので、これ實に推古天皇の四年に太子が伊豫の道後温泉に行啓した際の紀念であり、又法隆寺金堂の藥師三尊像光背銘、及同寺金堂の釋迦三尊像光背銘も同じく太子に關係せるものである。即ち前者は推古天皇十五年に太子の父君たる用明天皇の御誓願に基いて推古天皇と太子が建造して、法隆寺に安置したるもので、これ實に同年の法隆寺建立の緣由である。而して後者は推古天皇三十一年に太子及び太子の母君と、太